

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団入札参加案内

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が発注する「業務用ノート型パソコン等機器類一式」について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますのでご案内いたします。

平成30年10月1日

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団理事長 玉城哲也



1 入札に付する事項

(1) 件名

業務用ノート型パソコン等機器類一式

(2) 調達物件の内容

仕様書記載のとおり。

(3) 納入期限

仕様書記載のとおり。

(4) 納入場所

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団

2 入札参加資格

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

(1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。

(2) 資本金が500万円以上であること。

(3) 従業員が5名以上であること。

(4) 沖縄県内に本社又は営業所、支社を有する者

(5) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

(6) 入札予定機器（別紙一覧）と異なる機種を選定する場合は、機器証明書（一覧）を以下の期限内に提出し承認を得ること。

(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。

(8) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(10) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④ 自己、自社若しくは第3者の不正な利益を図る目的又は第3者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札に参加することができない者

次に掲げる要件のいずれかに該当する者

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の期間が経過していない者
 - ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ③落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ④監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - ⑥この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 入札参加資格の確認等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

- ①一般競争入札参加資格申請書
- ②別紙：「一般競争入札参加資格申請書」に係る実績一覧
- ③過去2年間の実績を証明する契約書（写し）等
- ④仕様書に定める規格を満たしていることを確認できるカタログ等

(2) 申請書等の提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学課 〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目2番16号
電話番号098-942-9213

(3) 申請書等の受付期間

この案内の日から平成30年10月24日（水）（土曜日及び日曜日を除く。）の午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の配付場所並びに問い合わせ先

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団奨学課
〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐四丁目2番16号
電話番号098-942-9213

(2) 入札説明書及び仕様書の配付期間

この案内の日から同年10月23日（火）までの午前9時から午後5時まで

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年11月1日（木）午後2時 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団3階ホール

(4) 入札書の提出方法

入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。

(5) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法

平成30年10月30日（火曜日）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。

6 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わぬもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。なお、入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。

8 最低制限価格 設定しない。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所を指す。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者を指す。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員を指す。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団を指す。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」と言う。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、財團が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を財團に報告せず、若しくは警察に届け出なかつたと認められる時は、契約を解除することがある、この場合契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

なお、9の(1)、(3)、(4)及び(5)の「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする、

その他

入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。